

任意後見人の監督事務のあり方に関するご提案

令和7年（2025年）5月21日

司法書士 小澤 吉徳

第18回部会及び第19回部会での発言を踏まえ、任意後見人の監督事務のあり方について、次のとおり提案いたします。

1. はじめに

任意後見制度は、本人の意思により将来の判断能力低下に備える重要な制度であり、今後において利用の増加が予想され、また、利用の増加を促していくことが普及推進の見地から望まれていると承知しています。

現行制度においては、誰にどのような事務を依頼するかは本人の意思に基づき定められますが、任意後見監督人の選任については裁判所の専権に委ねられ、報酬額についても本人の意思が及ばない仕組みとなっています。このような制度設計は、本人の納得を得がたく、任意後見制度の利用を躊躇させる一因となっていると理解しています。

一方で、本人の判断能力が低下した際の適切な監督は不可欠であり、保護の視点も重要と承知していきまして、これまでの本部会での議論の中で、少なくとも現段階において、任意後見人に対する監督の仕組みを全く設けないことは相当ではない、ということについては意見が一致しているところかと思えます。

2. 任意後見人の監督事務のあり方について

こうした課題とこれまでの議論を踏まえ、本人の意思を最大限尊重しつつ、必要な保護を確保する仕組みとして、たとえば、行政の認可や認証等により一定の資格付けを受けた法人または個人を育成し、その中から本人が監督人候補を選択・指定できる制度を整備することを提案させていただきます。

その上で、本人が指定した法人または個人は、本人の権利が脅かされる重大な危険、または本人の保護に重大な支障があると認められる特段の事情がない限り、原則としてそのまま任意後見監督人として選任されるものとしてはいかがでしょうか。

また、監督人の報酬についても、自由に定めることができる仕組みとし、費用面でも本人の選択と納得を重視する構成とすべきと考えます。

3. 法制上の規律の見直しについて

法制上は、たとえば、任意後見契約に関する法律7条1項1号・2号について、資格付けを受けた者を選任する場合の特例を設け、監督の方法の細目を別途法令に委任して定めることが考えられます。また、これに関連して、同条2項から4項の規律についても必要な見直しを行うことが適当であると考えています。

4. 監督事務の報告について

監督の実施にあたっては、全件について詳細な報告を求めるのではなく、概要報告を基本とし、特に重要な事案について重点的に報告する方式とすることで、機動的かつ効率的な監督と報告のあり方を目指すことが適当と考えています。

なお、この構想は、本人が自ら任意後見契約を締結した場合にふさわしい監督体制として提案するものですが、その制度的枠組みを活かして、法定後見における後見監督人等の監督事務のあり方についても、制度趣旨に反しない範囲で参考とされ得ると考えられます。

5. 今後の検討について

いずれにしましても、この論点については、引き続き検討を続けていくことを前提に、パブリックコメントにおいても広く意見を聞くためには、今回のご提案を中間試案の本文（ゴシック体）に加えていただくか、部会資料 16-2 の 57 ページの甲案、乙案に、それぞれ注記を付して、たとえば、甲案について、「任意後見監督人の任意後見人の事務の監督および責任の範囲について、引き続き、検討するものとする。」と記載し、乙案についても、「家庭裁判所が任意後見監督人を直接監督する場合は、家庭裁判所の負担も踏まえて、監督の内容や方法について、引き続き、検討するものとする。」などの記載を加えていただくのがよいかと思います。

日本司法書士会連合会においても、任意後見人の監督事務のあり方について、どのような制度が望ましいのか、引き続き検討を重ねてまいりたいと考えています。

以上